



## 共通報告基準（CRS）／実特法についてのご案内 NOTIFICATION

本行為因應日本國稅廳實施「伴隨實施租稅條約之所得稅、法人稅及地方稅之特例等相關法律」（以下簡稱「實特法」），要求金融機構檢視客戶是否具有外國應稅身分，自2017年1月1日起，對客戶（含2017年1月1日前開戶之自然人及法人）進行外國應稅身分之審查作業。爰請 您/ 貴公司惠予填寫附件「CRS 届出書(個人)/(法人)」（請加蓋原留印鑑），並惠寄交本行。另，若 您/ 貴公司未提交「CRS 届出書(個人)/(法人)」，將依據實特法規定，以 您/ 貴公司留存於本行之文件及資料進行審查提報。

如 您/ 貴公司不了解自己的稅務責任，建請向稅務專業人士尋求意見，以了解在不同國家或地區之稅務責任。

如對本函有任何疑問，請不吝來電洽詢。

感謝您的理解與配合。

日本においては、国税庁が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」を改正し、CRSを導入しました。

2017年1月1日より施行され、弊行を含めまして日本の金融機関は、実特法に基づき、税務上の居住地を記載した届出書のご提出をお願いさせて頂く場合がございます。お客様の税務上の居住地に日本以外の居住地があり、その居住地が報告対象国である場合、お客様の口座情報等を年1回、国税庁に報告することが義務付けられております。また、既に弊行に口座等をお持ちのお客様の場合、お客様の口座の情報等が国税庁に報告される場合がございます。

誠に恐れ入りますが、添付の「CRS 届出書」(個人)/(法人)にご記入・ご捺印（当行でご登録されたお届出印）のうえ、当行までご郵送をお願いいたします。

税務上の居住地がご不明な場合は、税理士や会計士などの専門家にご相談・ご確認頂きますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当行までお問合せください。

お手数をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。